

平成26年第4回教育委員会会議議事録

1 開催日時

平成26年3月28日(金) 午後4時00分～午後4時42分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

教育委員	委員長	沖田 道子
	職務代理	小尾 一彦
	委員	瀧本 洋次
	委員	早津 聡子
	教育長	飯田 晴義
事務局	教育部長	羽磨 知成
	学校教育課長	川瀬 康彦
	生涯学習課長	澤部 紀博
	図書館長	長谷 繁
	給食センター所長	坂口 惣一郎
	総務係長	向井 克久
	学校教育係長	佐藤 勝博
	学校教育推進員	吉村 泰之

4 議 事

報告第8号 第5次幕別町生涯学習中期計画(案)の策定に係る答申について

議案第14号 幕別町図書館条例施行規則

議案第15号 全国・全道文化、スポーツ大会参加助成要綱の一部を改正する要綱

議案第16号 第5次幕別町生涯学習中期計画の策定について

議案第17号 平成26年4月1日付学校職員採用に係る内申について

議案第18号 幕別町教育委員会事務職員の任命について

5 議事概要 次のとおり

沖田委員長 ただいまから第4回教育委員会会議を開会いたします。本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

日程第1会期の決定について、お諮りします。本日一日限りとすることにご異議はありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 会期は、本日一日限りと決しました。

次に、日程第2会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に1番

瀧本委員、5番飯田委員を指名いたします。

次に、日程第3前回会議の承認であります。第3回教育委員会会議について別紙議事録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、第3回教育委員会会議を承認いたします。

次に、日程第4事務報告についてお願いいたします。

教育部長(羽磨 知成) 特にございませぬ。

沖田委員長 事務報告がないようですので、議件に入ります。

日程第5報告第8号第5次幕別町生涯学習中期計画(案)の策定に係る答申について、説明を求めます。

生涯学習課長(澤部 紀博) 報告第8号第5次幕別町生涯学習中期計画(案)の策定に係る答申について、ご説明を申し上げます。

議案の1ページをお開きください。昨年6月3日、教育委員会から幕別町生涯学習中期計画策定審議会に「第5次幕別町生涯学習中期計画(案)の策定」についてを諮問したところですが、このたび、岩谷審議会会長から沖田委員長に計画(案)の答申がありました。答申書は、議案書2ページに記載してありますので、ご覧いただきたいと思ひます。答申書の下から3行目になりますが、審議会からは「町民のみなさんが生涯にわたって、いつでもどこでも学習することができ、その学習成果を地域に還元できるように生涯学習関連施策を総合的かつ計画的に推進していただきたい」との意見が添えられています。

なお、計画(案)の内容につきましては、議案第16号において説明させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

沖田委員長 説明が終わりました。なお、報告第8号につきましては、日程第8議案第16号の関連であり、質疑については、議案第16号の審議の中でお受けいたします。

報告第8号につきましては、報告のとおりといたします。

日程第6議案第14号幕別町図書館条例施行規則について、説明を求めます。

図書館長(長谷 繁) 議案第14号幕別町図書館条例施行規則について、説明をいたします。

今回の改正ですが、利用登録等に関する規定を明確化いたします。それから、学校図書館への貸出し、資料の複写についての規定を追加します。全体構成ですが、文言整理や改正箇所がかなり生じたことから、全部改正とさせていただきますと思ひます。

それでは、内容についてご説明をさせていただきます。議案書、説明資料をご覧ください。

まず名称ですが、現在「図書館管理規則」となっているものを「図書館条例施行規則」と改めます。そして、目次を設けます。現行規則の第1条、第2条に趣旨、事業とございませぬが、この中の目的、事業内容を列記してより明確化するというものでございませぬ。やっております内容は、現在と同じです。続きまして、第3条職員、第4条利用時間、これらは現在同様です。第5条休館日ですが、本来ですとここに、これまで蔵書点検に伴う休館期間ということで規定されているべきだったのですが、抜けておりました。ただ、改正後の規則には設けません。と申しますのは、今回のシステム変更に伴いまして、これまで1週間程度必要としていました従来の蔵書点検の休館期間というのは不要となりますことから、ここは現行のままということになります。第6条、第7条、このあたりは入館者の遵守事項を加えておられますが、大きな変更はございませぬ。現在の第8条に利用の制限を設けているのですが、これにつきましては、改正後の第12条へ移します。後ほど詳しく説明いたします。

それから、第2章個人への貸出しということで第9条から第13条、現在は貸出しというのは個人、団体と分かれておりませぬので、そこを区分けして規定します。まず、第9条から第13条、個人への貸出しということになりますが、現在はカードを作る手続きなどを定

めておりませんでしたので、第10条で新しく規定をいたします。第12条、これは新たな規定で、貸出しの停止についてです。ここに、どんな場合に停止になるかということで2つ明記しております。ここで言っている貸出しの停止、これは図書館の利用全部を停止するというではありません。貸出しは制限をかけますが、館内での閲覧、視聴などは利用できるということです。第12条の第2号、これは利用者の責任を明確化してこうというもので、長期に返却がされない者に関しては、貸出しの停止措置を取るということでございます。それから第13条、館外貸出しの制限ですが、現在は貴重図書、参考図書その他という規定ですが、これに新たに地域行政資料、加除式資料、視聴覚資料というものを具体的に列記をしました。特に視聴覚資料ですが、幕別の場合は、開館した頃から映像ですとかCD、DVD等の貸出しはしておりません。今後も館外貸出しはしないということで加えております。

それから、第3章として団体への貸出しです。現在貸出文庫と称していますが、利用者にも団体貸出しという呼び名が定着していることから、団体貸出しという名称に改めます。それから第17条ですが、団体貸出しの中で現在行っている学校の学級単位への貸出しを、新たに第17条で、学級単位だけではなく学校単位での貸出し、学校図書館への貸出しとして設けました。第3項で貸出期間を1か月として、1つの学校に対して300冊まで広げたいと思っております。と言いますのも、近年学校図書の予算はそれなりについておりますが、古い図書も多く、貸与冊数も限られていることから、学校図書館のバックアップということで考えております。

第4章移動図書館車、これに関する定めも現在までなかったことから、新たに設けるものがございます。第19条、貸出しの期間及び冊数ということで、別表でそれぞれ定めております。

続きまして、第5章と第6章です。第5章が寄贈資料の受け入れ、それから第6章が郷土資料室及び北の本箱です。第5章での寄贈資料とは一般からの寄贈を指しております。それから第22条で北の本箱、内容をご存知かと思いますが、同じ寄贈でも2通りに分けております。北の本箱は著名人からの寄贈、それから寄贈だけでなく「預ける」というケースも想定されますことから、こちらでは寄託として取扱う図書資料を規定してございます。

それから、第7章です。資料の複写、これは著作権法の大きな改正がございました。その中で、図書館資料の複写についてかなり細かく定められましたことから、この規則においても図書館資料の複写について規定をし、さらに料金について定めをするものがございます。

それから第8章雑則がありまして、別表で個人貸出し、団体貸出し、移動図書館の貸出数、貸出期間を規定し、様式等も定めをしております。施行年月日は、平成26年4月1日でございます。

以上でございます。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

沖田委員長 お伺いしてよろしいですか。今までされていたことを改めて規定として定めたものと、それと団体貸出しは今までは300冊ではなかったわけですね。そういうものが両方入って大幅な改正になったため全部改正となったということで、そういう捉え方でよろしいですか。

図書館長（長谷 繁） はい。

沖田委員長 お諮りいたします。議案第14号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 質疑なしと認め、議案第14号について原案どおり可決いたしました。

日程第7議案第15号全国、全道文化・スポーツ大会参加助成要綱の一部を改正する要綱について、説明を求めます。

学校教育課長(川瀬 康彦) 議案第15号全国、全道文化・スポーツ大会参加助成要綱の一部を改正する要綱につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案書は10ページであります。本要綱の改正の趣旨につきましては、中学校の部活動として中学校文化連盟、中学校体育連盟及び吹奏楽連盟が主催する大会に出場するための交通費、宿泊費及び大会参加負担金に係ります助成率を改正するものでございます。

内容につきましては、平成21年度から本年度までこれら対象経費の3分の2に相当する額を助成してまいりましたが、さらに子ども達が文化やスポーツに親しむことができるよう、また保護者の経済的な負担軽減などに鑑みまして、平成26年度より対象経費の実費となる3分の3に引き上げて助成へと改正するというものでございます。

以下、条文に沿いましてご説明をします。別紙の議案第15号説明資料要綱の新旧対照表をご覧くださいと思います。第1条から第4条までは、少年団などを含めました共通条文でございます。また、第4条は、助成対象経費及び算定基準について規定をしているところでございます。第4条第3号、下線部分となりますが、「最も経済的な交通手段」の次に「(公共交通機関の利用に限る。)」を加えるものであります。現行条項におきましても、最も経済的な交通手段は、列車、バスなどの公共交通機関について認定しているところでございますが、今回の改正でわかりやすく例示をしようとするものであります。次に、下段の方になりますが、第4条の2であります。同条は中学校の部活動について特別措置を規定しているものでございます。左の現行の方でございます第4条の2の条文中、下線がございますが、「前条の規定にかかわらず、」を削りまして、右の改正要綱にありますように「算定基準については」の次に「前条第2号、第3号及び第5号の規定にかかわらず」を加え、さらに改正要綱にございますように、第2号を「前条第3号中「実費の半額」とあるのは、「実費」とする。」に改めまして、第3号の宿泊費の実費に係る特例条文、及び第4号の大会参加負担金の実費に係る特例条文を加えまして、第4条の2に第2項として「この助成金の支給にあつては、第5条第3項及び第6条第2号の規定は適用しない。」と加えて、助成金調整をしないことを明示いたしました。また、左の現行要綱中段になりますが、第5条第3項中「中学校文化連盟、中学校体育連盟及び吹奏楽連盟が主催する大会及び」を削るものでございます。

以上、これらの改正につきましては、中学校の部活動に対する実費助成の引上げや、現行よりも特別措置をわかりやすくするために条文の整理を行ったものでございます。議案書にお戻りいただきたいと思ひます。附則におきまして、この要綱は、平成26年4月1日から施行するものと規定してございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

沖田委員長 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

瀧本委員 中学校部活動に係る特別措置の中の(2)、前条第3号中「実費の半分」とあるのは、「実費」とするという文言ですが、わかりやすく非常にわかりづらいという感じがいたします。正直に言ってこれが条文の文言で良いのかなと、非常にわかりづらいのではないかというふうに思ひますが、どうでしょうか。

学校教育課長(川瀬 康彦) この要綱自体が、前段でもご説明しましたが、小学校の少年団を含めてのものでございます。それで、ここの第4条の2で特別措置を集めて規定しているということをお含みいただきたいと思ひます。非常にわかりづらいのですが、第4条の条文を手繰らせていくと、お分かりいただけるかなというふうに思ひているところです。

沖田委員長 そのほか、ございませつか。

沖田委員長 私から1つ伺ってもよろしいですか。今まで「最も経済的な交通手段による」と

なっていたのが「公共の交通機関の利用に限る。」というふうになりましたね。こういうのは、1人、2人で行く場合は良いかと思うのですが、団体で行くような場合、例えばバスを借りて行くような場合は、公共交通機関の利用ということになるのでしょうか。

学校教育課長(川瀬 康彦) そういった場合は、原則スクールバスを出しているということもごございます。また貸切の場合についても、直接意向を聞きながらその負担をしてきたということがございます。今後も、そういった場合は相談をしながら進めていきたいと思えます。

沖田委員長 こういうのは本当は良くないのかもしれませんが、父母が運転して連れていって何かがあったり、とういこともありますよね。そういう場合も考えられますよね。それは公共の交通機関ではないのではないかと思うので、ここは気になるところではありました。

学校教育課長(川瀬 康彦) そこについては、学校側と協議をさせていただきます。事故等の対応ということもありますので、公共の交通機関を使うようにということで話をさせていただきます。

沖田委員長 原則はこれですよということですね。わかりました。そのほか、ございませんか。(ありません)

沖田委員長 お諮りいたします。議案第15号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、議案第15号については、原案どおり可決いたしました。

日程第8 議案第16号第5次幕別町生涯学習中期計画の策定について、説明を求めます。

生涯学習課長(澤部 紀博) 議案第16号、第5次幕別町生涯学習中期計画の策定について、ご説明いたします。

はじめに審議会の開催経過についてであります。お手元の計画書の97ページをご覧くださいと思います。上から7行目になりますが、第1回目の審議会が今年の6月3日に開催され、社会教育部会、社会体育部会、学校教育部会、生涯学習推進部会の4部会が構成されました。以降、審議会6回、部会を9回開催し、この間、生涯学習計画について理解を深めるための講義を受けたほか、第4次計画の評価、生涯学習に関する町民の意向把握のためアンケート調査を行い、これらを踏まえて、計画(案)の策定作業を進めたところであります。

現計画であります第4次計画では、基本計画の方策として110の項目を掲げておりますが、評価として未実施となった項目はありませんが、取り組みが十分とは言えないとされましたのは、青年教育における「各種青少年活動の支援」と「高校生の地域活動への援助」、成人教育における「男女共同参画社会に関する情報提供」、そして、高齢者教育における「世代間交流の促進」の4項目でありました。これらにつきましては、第5次計画において、引き続き行うこととしております。

計画書の15ページをご覧ください。「町民意識調査から見たこと」として、アンケート調査の結果を簡単にまとめてあります。

このアンケートは、調査の対象を「9歳から17歳まで」と「18歳以上」の2階層に分けて実施し、アンケートの内容は、第4次計画策定の際に行ったアンケートとの比較をするため、前回とほぼ同様の内容で行いました。「9歳から17歳まで」の結果としましては、前回の調査と比べて、体を動かす機会が減っている、家の中で生活する時間が増えているといった傾向にありました。また、子どもたちが今学びたいこととしては、仕事や職業の体験に関心があるようです。

16ページになりますが、「18歳以上」では、前回の調査と比べて、自由な時間をのんびり過ごしたいとする方の割合が高くなっており、生涯学習に取り組もうとした場合の障害とし

ましては、情報が不足している、時間がない、経費が掛かるといったことが、高いウエイトを占めていました。

子育てに関連する事業への関心としましては、子育て支援システムや、幼・保・小・中・高の連携が必要であると感じている人が多いものの、特色ある教育活動や心の教育、特別支援教育などがよく分からないと思っている人が多い結果となっています。町民意識調査の詳細につきましては、72ページ以降に記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

計画書の2ページをご覧いただきたいと思います。

目次になります。この計画は、3つの章により構成しております。

第1章では、計画の策定として、「生涯学習とは」「現状と課題」「計画の目的」等について記載しております。18ページをご覧ください。4の「計画の性格」では、この計画は「幕別町総合計画」を上位計画とし、行政施策を生涯学習の視点から体系づけた部門計画として位置付けております。5の「計画期間」では、平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間とし、社会情勢等により見直しを行うとしています。

2ページにお戻りいただきたいと思います。第2章の基本構想では、「めざす姿」と、幕別町の「教育目標」を記載しております。

20ページをご覧ください。「めざす姿」では、①私たちの取り巻く環境は、グローバル化の進展などにより大きく変化し、これまでにない深刻な状況におかれていること、②持続可能な社会を実現するためには、自ら課題解決に取り組むためにそれぞれの立場で行動する必要があること、③そのためには、一人一人が生涯に渡って主体的に学び続け、必要とする力を養い、その成果を社会に還元する必要があること、④そして、幕別町の教育目標であります「郷土を愛し、自ら学び、心豊かに生きる人」の育成を基本として、ライフステージに応じた生涯学習の確立を目指していくとしております。

2ページの目次にお戻りください。第3章の基本計画になりますが、第4次計画と比べて、その構成を大きく変えております。第4次計画では、大きく「学校教育」と「社会教育」の2つに分かれた構成としていましたが、先ほど申し上げましたように、この計画は①「幕別町総合計画」を上位計画としていること、そして②学校教育と社会教育とは一体的に展開することが多く、事業内容としても重複している項目が多数見られましたことから、本計画は、「幕別町総合計画」の体系に準じた構成としております。

また、24ページをご覧いただきたいと思いますが、これまでは基本計画の方策に対して実施しようとする事業が見えづらかったことから、より具体性を持たせるために、それぞれの方策に対する事業内容等を記載しております。

ここで、25ページをご覧いただきたいと思います。エとして「英会話に慣れ親しむ機会を提供します。」として、その下に事業名を示していますが、事業名の頭に【新】と書いてあります。これは、本計画の開始年度であります平成26年度以降において、新たに行おうとする事業について示したものであります。

事業数としましては、計画全体で7事業になります。

以上で、第5次幕別町生涯学習中期計画の要点について説明させていただきました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

小尾委員 8ページのNPOまくべつ町民芸術劇場のところで、幕別町の文化・芸術との拠点である幕別町百年記念ホール並びに各社会施設の管理・運営を通じて、とありますが、百年記念ホールのほかにまくべつ町民芸術劇場で施設の管理・運営をしているところは、どんなところがあるのでしょうか。

生涯学習課長(澤部 紀博) 今現在、施設の管理としているのは、お話しのとおり百年記念

ホールのみであります。この先を見据えた上で、まくべつ町民劇場の規約上の位置づけがそのようになっているので、そう記載させていただいたところでございます。

小尾委員 こういふふうに見ると、この計画の中で、NPOまくべつ町民芸術劇場が百年記念ホールのほかにも管理運営を委託するというふうにとれると思うのですが。

教育部長(羽磨 知成) 7ページに戻っていただきたいのですが、(2)推進主体、ア.生涯学習関連機関・団体というところで、この機関・団体のところには設置目的を記載しておりますので、あくまでも機関・団体が設置した目的をここに記載しているということで、ご理解いただきたいと思えます。

沖田委員長 そのほか、何かございますか。

小尾委員 いいですか。名称ですが、14ページの中学生高校生海外研修先、メルローズハイスクールとあるのですが、これは正式にはメルローズだったかと思うのですが。

生涯学習課長(澤部 紀博) メルローズでございます。

小尾委員 あと1点よろしいですか。22ページ、青年、父母、高齢者のところでコミュニティ・スポーツ、父母のところではコミュニティーとなっているのですが、その上はコミュニティと区切っているのですが。

生涯学習課長(澤部 紀博) 意味は同じことを示しておりますので、訂正させていただきます。

沖田委員長 コミュニティ・スポーツの表記を全て同じにするということですね。

そのほか、何かございますか。

(ありません)

沖田委員長 お諮りいたします。議案第16号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(ありません)

沖田委員長 異議なしと認め、議案第16号については、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第9議案第17号平成26年4月1日付学校職員採用に係る内申について、及び日程第10議案第18号幕別町教育委員会事務職員の任免については、人事案件のため秘密会にいたします。これにご異議ありませんか。

(ありません)

沖田委員長 異議なしと認め、秘密会といたします。

沖田委員長 秘密会をときます。他に何かございせんか。

以上をもちまして、本日の日程の全てが終了いたしましたので第4回教育委員会会議を閉じます。